

企業繁栄のアドバイザー

未来税務会計ニュース

国勢調査 10月7日までに提出しましょう

<調査の目的は>

国勢調査は、統計法（平成19年法律第53号）第5号第2項の規定に基づいて実施する人及び世帯に関する全数調査で、国及び地方公共団体における各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的としています。第1回調査は大正9年に行われ、今回の調査は21回目に当たり、実施100年目の節目を迎えます。

<調査の対象>

令和2年10月1日現在、日本国内にふだん住んでいるすべての人（外国人含む）及び世帯を対象。

<調査事項 15項目>

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1. 氏名 | 9. 在学、卒業等教育の状況 |
| 2. 男女の別 | 10. 就業状態 |
| 3. 出生の年月 | 11. 所属の事業所名、事業の種類 |
| 4. 世帯主との続柄 | 12. 仕事の種類 |
| 5. 配偶の関係 | 13. 従業上の地位 |
| 6. 国籍 | 14. 従業地又は通学地 |
| 7. 現在の住居における居住期間 | 15. 従業地又は通学地までの利用 |
| 8. 5年前の住居の所在地 | 交通手段 |

<何のために、未来を創るために>

日本に住む人や世帯について知ること、生活環境の改善や防災計画など、私たちの生活に欠かせない様々な施策に役立てられる大切な調査です。

<西田（私見）が思ったこと>

- ① 世帯人数等を聞くなれば、世帯収入を同時に調査すればよかったのではないかと → 生活の苦しい人が把握できる。
 - ② 何人で9月24日から30日までの1週間に仕事をしましたかの問い？ → 1ヶ月の方が分かりやすいのに
 - ③ 本人の仕事の内容を聞くのであれば年収がいくらかも聞いたほうが良いのではないかと → 業種による収入が分かる
- ※回答しなかったら50万円以下の罰金に処されます。

R2年より年末調整の電子化が始まります

令和2年分(2020年10月以降)から、年末調整手続きの電子化が実施されることになりました。

具体的には

- ①従業員が、保険会社等から控除証明書等をデータで取得し
- ②そのデータを年調ソフト等に取り込んで従業員が保険料控除申告書などをデータで作成
- ③控除額が自動計算された保険料控除申告書等を勤務先にデータで提供し
- ④勤務先において、提供されたデータを基に年調額を自動計算し、提供されたデータを保管するもので、次のメリットがあります。

<従業員のメリット>

・従業員は、これまでの手書きによる手続(申告書の記入・手計算など)を省略でき、控除証明書等を紛失した場合の再発行といった手続も不要となります。

<勤務先のメリット>

・勤務先は従業員が年調ソフトで作成した申告書データを利用することにより、控除額の検算が不要となり、添付書類等の確認に要する事務負担が軽減されます。また、年末調整にかかわる書類保管コストも削減することができます。

年末調整の電子化に当たり必要な準備

<従業員側の準備>

- ・年調ソフトの取得
- ・控除証明書等のデータの取得

①マイナポータルを利用する方法

マイナポータルを利用すると、民間送達サービスに送達された複数の控除証明書等データの一括取得が可能で、各保険会社との手続きは不要になります。ただし、マイナポータルを利用する場合は、マイナポータルの開設やマイナンバーカードの取得などの準備が必要となります。

②保険会社等のホームページから取得する方法

保険会社ホームページにあるお客様ページからデータをダウンロードします。マイナンバーカードは不要ですが、契約先の保険会社ごとにダウンロードする必要があります。

酒税、たばこ税の税率変更

【酒税】

酒税率が改正される酒類に対しては、流通段階にある在庫に対して、新旧税率の差額を調整する措置として手持品課税（戻税）が実施されます。

※すべての酒類の販売業者等の方（酒場・料飲店等を経営されている方も含みます）は、令和2年10月1日時点の対象酒類の在庫数量を確認する必要があります。

<対象となる方（申告が必要となる方）>

所持する引上対象酒類の数量（複数の場所で所持する場合には、その合計数量）が1,800L以上であること



<対象酒類>

	酒類	1Lあたり	350ml
引上対象	新ジャンル	+ 28 円	+ 9.8 円
	果実酒	+ 10 円	+ 7.5 円
引下対象	ビール	△ 20 円	△ 7 円
	発泡酒 (麦芽 50%以上)	△ 20 円	△ 7 円
	発泡酒 (麦芽 25～50%未満)	△ 11 円	△ 3.85 円
	その他の醸造酒	△ 20 円	△ 36 円
	清酒	△ 10 円	△ 18 円
	雑酒 (みりん以外)	アルコール分 21 度未満 21 度以上	△ 20 円 1 度につき 1 円加算

酒税は今後2026年までの間、計3回改正される予定です。ビール系飲料は、すべて約55円の酒税で統一され、清酒・果実酒・チューハイ等は約35円に統一されます。(350mlあたり酒税)

【たばこ税】

たばこ税関係法令の改正により、製造たばこに係るたばこ税、道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率が段階的に引き上げられ、「手持品課税」が行われます。



<対象となる方>

令和2年10月1日午前0時現在において、販売用の製造たばこを合計20,000本以上所持するたばこ販売業者の方

令和2年11月2日(月)まで以下の書類を貯蔵場所の所在地の所轄税務署長へ提出してください。

・酒税…酒税納税申告書 ・たばこ税…手持品課税納税申告書
令和3年3月31日(水)までに納付が必要です。

令和2年7月豪雨に係る国税の申告期限等の延長

令和2年7月豪雨の発生に伴い、熊本県の一部の地域(※)を対象に国税に関する申告、申請、納付等の期限を延長する措置(地域指定)が講じられています。当該地域内においては、納税者の方が申請することなく、国税に関する申告・納付等の期限の延長を行うことができます。

(※)熊本県の一部の地域には、「人吉市、球磨郡球磨村、球磨郡山江村、球磨郡相良村、球磨郡錦町、球磨郡あさぎり町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡五木村、八代市坂本町、葦北郡芦北町」が該当します。

なお、地域指定されていない地域でも、所轄税務署長が、今回の豪雨災害により、申告、申請、納付等をその期限までに行うことができないと認めるときは、納税者の申請に基づいて、期日を指定して期限の延長を行うこととしています。

つきましては、指定外の地域で被災され、税務申告準備が整わない事業者様につきましても、まずは弊社担当にご相談ください。

令和2年7月豪雨に係る印紙税非課税措置

令和2年7月豪雨により被害を受けられた方が、自然災害により滅失または損壊したため取り壊した建物の代替建物を取得するため、自然災害発生日から5年以内に作成する「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」は、印紙税が非課税となります。

また、地方公共団体又は政府系金融機関等が被災者に対して行う災害特別貸付に係る「消費貸借に関する契約書」、及び銀行や信用金庫等の金融機関が被災者を対象として新たに設けた特別貸付に係る「消費貸借に関する契約書」についても、印紙税を非課税とする措置が設けられています。

本措置の対象は6県(熊本、鹿児島、福岡、大分、島根、岐阜)の54市町村であり、市町村の詳細は内閣府ホームページに掲載されています。 ※熊本県は県内全域、鹿児島県は鹿屋市と垂水市が対象適用を受けるためには、非課税措置の対象となる文書の作成者が、り災証明を受けるなどの要件を満たす必要があります。

要件に該当する事業者様につきましては、契約締結時にご留意ください。

令和2年9月～ 社会保険料率改定

令和2年9月分(10月納付分)から厚生年金保険の標準報酬月額の上限が635千円(31等級)から665千円(32等級)となりました。635千円以上665千円未満の報酬月額が追加となりましたので、これまで635千円以上報酬月額を支払われていた方はご注意ください。詳しくは協会けんぽHPをご覧ください。

等級	標準報酬	報酬月額	全額	折半額
31	620,000	605,000 ～ 635,000	113,460	56,730
32	650,000	635,000 ～	118,950	59,475

ソリマチ会計王・給料王 なんでも無料相談会

当事務所お客様限定にて、ソリマチ製品をご検討中の方に使用中の疑問等、なんでも“無料”かつ“個別対応”でお答えします。

※先着制

日時：令和2年10月10日(土)

場所：未来税務会計事務所3階会議室

時間：①10:00～11:00 ②14:00～15:00

メールでの申込となりますのでご注意ください!!

申込先：mirai2030-ide@memoad.jp 担当：出(イデ)



毎週水曜日無料相談会を開催します!

当事務所では、相続事業承継に関する様々な疑問にお答えするために、個別相談会を開催いたします。

日時：毎週水曜日 10:00～16:00の中での1時間

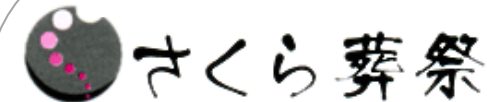
※上記の時間帯は先着順での受付となるため、ご希望の時間帯に沿えない場合がございます。予めご了承ください。

※上記日程以降も毎月個別相談会を開催予定としております。また、電話相談は正確なアドバイスができませんので、一切行っておりません。この機会に是非ご参加下さいませ。



チラシ配布希望者は
担当者まで♪

企業シリーズ：281



さくら葬祭、(株)九礼さまは、
熊本駅へ続く白川橋際にあります。



さくら葬祭は、故人や残されたご遺族の気持ちを第一に考え、霊柩車運送、病院へのお迎えから通夜・葬儀までを真心こめた家族葬のお手伝いをされています。現在はコロナ禍ということもあり、お葬儀も増々家族葬など近親者のみでのお葬儀が増加していくものと考えられます。そんなお客様のニーズに合わせた、家族葬や一般葬寺院葬、熊本市斎場を利用したプラン、形にとらわれない自由なお葬儀などご希望に沿ったお葬儀のプランニングがあります。葬儀は高い!というイメージが多い中、目から鱗の発見があるかもしれません。ぜひ一度お気軽にお問い合わせください。

24時間365日受付

お問い合わせ・ご相談 096-243-1166

さくら葬祭 (株)九礼

本社所在地 〒860-0821

熊本市中央区本山3丁目4-6

TEL:096-243-1166



お葬式の基礎知識・マナーなどもわかりますのでホームページをのぞいてみてください。

さくら葬祭

検索

製作・発行：税理士法人 未来税務会計事務所
〒862-0933 熊本県熊本市東区小峯1-1-106
Tel: 096-368-2030 / Fax: 096-368-4639
http://www.mirai-town.net/